

むつ市排水設備指定工事店に係る指定の効力の停止について

1 指定の効力の停止を受けた排水設備指定工事店

指定番号 第37号

所在地 むつ市小川町一丁目11-10

業者名 有限会社システム平野

2 指定の効力の停止期間

令和7年9月12日から令和7年10月11日まで

ただし、令和7年9月11日以前にむつ市下水道条例第5条の規定による
むつ市公営企業管理者の確認を受けた排水設備工事の施工に係るものを除く。

3 事実の概要

(違反1：工事完了届の遅延)

工事を完了した際は、むつ市下水道条例第19条第1項の規定により、7日以内に
完了届を提出しなければならない有限会社システム平野は、このことを認識しながら、
正当な理由なく1件の現場において遅延した。

4 指定の停止の理由

上記事実により、「むつ市排水設備指定工事店の指定の取消し等に関する要綱第2条
別表1」に記載する文書警告が妥当であるが、当該業者は令和6年7月22日付で文書
警告処分を受けており、今回で2度目の文書警告となり「むつ市排水設備指定工事点の
指定の取消し等に関する要綱第2条別表2」に記載する指定の停止に該当するため。

5 指定の取消し条例等

むつ市排水設備指定工事店の指定の取消し等に関する要綱（抜粋）

第2条 むつ市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が条例第13
条第1項各号のいずれかの行為（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるとき
は、別表第1に定める違反行為の種別に応じ、別表第2に定める違反行為に対する処分
査定基準により処分を行うものとする。

2 前項の処分は、処分を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しな
い。ただし、指定の効力の停止の処分を受けた場合において、当該処分の基礎となった文書警告及び
口頭注意の処分は、当該処分を受けた日に消滅する。

別表第1（第2条関係）

排水設備指定工事店の違反行為に対する処分基準

違反行為の種別	処分内容	条例・規則等
1 法令等に違反する行為があったとき。		条例第13条第1項第1号
(1) 責任技術者が2以上の指定工事店の責任技術者を兼ねたとき（専属の特例時を除く。）。	文書警告	条例第16条
(2) 不良工事で手直し又は材料の交換を命ぜられても従わないとき。	文書警告	条例第18条
(3) 指定の効力停止中に工事を施工したとき（管理者が認めた場合を除く。）。	指定取消	要綱第2条第4項
(4) 行為の許可を得ずに下水道施設に工作物等を設置したとき。	文書警告	下水道法第24条第1項条例第38条
(5) 占用の許可を得ずに工事を施工したとき。	文書警告	条例第40条第1項
(6) 上記以外で法令等に違反したとき。	文書警告	

別表第2（第2条関係）

排水設備工事違反行為に対する処分査定基準

処分内容	違反行為の区分
1 口頭注意	別表第1の違反行為に対する処分基準による口頭注意に該当する事項
2 文書警告	別表第1の違反行為に対する処分基準による文書警告に該当する事項又は口頭注意を2回以上受けたとき。
3 指定停止	別表第1の違反行為に対する処分基準による指定停止に該当する事項又は次の各号に掲げる事項 (1) 文書警告を受け、引き続き文書警告に相当する違反があったとき。 1箇月の指定停止 (2) 1箇月の指定停止後、文書警告に相当する違反があったとき。 2箇月の指定停止 (3) 2箇月の指定停止後、文書警告に相当する違反があったとき。 3箇月の指定停止

【問い合わせ先】

むつ市上下水道局 下水道課
 電話 0175-28-3233